

# 消費者教育と金融経済教育 の連携の新局面

法政大学大学院准教授

(公財) 消費者教育支援センター理事・首席主任研究員

柿野 成美

# 自己紹介



## 柿野 成美（かきの しげみ）

法政大学大学院 准教授

公益財団法人消費者教育支援センター 理事・首席主任研究員

愛知県新城市出身

静岡大学教育学部卒業、お茶の水女子大学大学院修了

法政大学大学院博士後期課程修了 博士（政策学）

平成10年より消費者教育支援センターに勤務、  
同センター専務理事を経て、令和4年4月より現職

明治大学大学院兼任講師（コンシューマー・リテラシー）

昭和女子大学大学院非常勤講師（消費者教育）

お茶の水女子大学非常勤教師（消費者教育論）

ファイナンシャル・プランナー（CFP®認定者）

消費者庁消費者教育推進会議委員

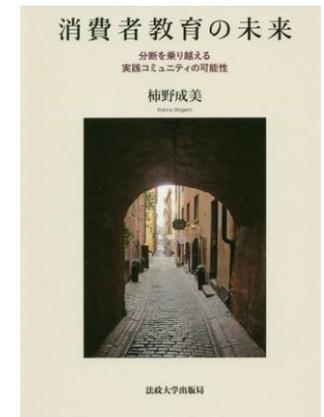
文部科学省消費者教育推進委員会委員

金融経済教育推進機構（J-FLEC）運営委員

日本FP協会パーソナルファイナンス教育委員会委員

（一社）日本エシカル推進協議会理事

ESD活動支援企画運営委員会運営委員 等



柿野成美『消費者教育の未来—分断を乗り越える  
実践コミュニティの可能性—』法政大学出版局 2019

# 公益財団法人 消費者教育支援センターとは？

昭和63年国民生活審議会報告書「消費者教育の推進について」を受け、平成2年に文部省と経済企画庁（現文部科学省、消費者庁）の共管法人として設立された消費者教育の専門機関です。



調査研究・教材制作・情報発信



セミナーの企画実施・講師派遣



消費者教育教材資料表彰



公益財団法人 消費者教育支援センター 主催  
「消費者教育教材資料表彰」  
優秀賞

NICE

National  
Institute on  
Consumer  
Education

消費者教育の専門機関として  
培った実績をもとに、  
さまざまな形で消費者教育推進の  
お手伝いをいたします。

NEW

謎解きシリーズ

ネット  
トラブル編

スマホに届いた**謎**を解き  
メッセージの**謎**明かせ!

エシカル  
消費編

マークの**謎**を解き  
の**謎**明かせ!



啓発のための配付資料や講座、授業でも活用できます  
A4サイズ(6ページ)・88円(税込・送料別) / 中学、高校、一般向け  
名義差し替え印刷対応

購入

私たちにできること

調査研究

研修の企画等

教材表彰

教材の購入

これまでの取組

## TOPICS

2024.08.31 **募集** 消費者教育シンポジウム2024「学校における消費者教育・金融経済教育のこれから」動画配信。  
(視聴申込は終了しました) **NEW**

2024.08.09 **出版物** 謎解きシリーズリーフレット「スマホに届いたメッセージの謎を解き明かせ!」、「マークの謎を解き明かせ!」を新発売! **NEW**

2024.08.05 **出版物** 『消費者教育研究-NICEニュースレター』No.222を発行 **NEW**

2024.07.24 **お知らせ** 東京都より感謝状が授与されました!

消費者教育教材資料表彰  
優秀賞教材検索

GIGAスクール  
対応教材

Nice Topic 配信

講師派遣

出版物

ここをクリック



**教材名** : はまぎん おかねの教室 ウェブサイト

**団体名** : 株式会社横浜銀行

**学習領域** : 消費者市民社会の構築、商品等の安全、生活の管理と契約、情報とメディア

**受賞年度** : 2023年(令和5年)

**対象** : 幼児期、小学生期、中学生期、高校生期、大学生期

**教材媒体** : Webサイト

**制作主体** : 企業・業界団体

**URL** : <https://www.boy.co.jp/boy/brand/okane/index.html>

2023年(令和5年)内閣府特命担当大臣賞。“おかね”について学ぶアニメーション動画「おかねって何なのだ?」「おかねをすてきに使うのだ」「おかねをすてきに稼ぐのだ」「初めてのSDGs」(各4~8分程度)に加え、ワークシートや指導案が掲載されている。Webサイトには、クイズやシミュレーション、実践例など金融教育の基礎について学ぶことができるコンテンツも含まれている。



**教材名** : ライフサイクルゲームⅢ～生涯設計のススメ～

**団体名** : 第一生命保険株式会社

**学習領域** : 消費者市民社会の構築、生活の管理と契約

**受賞年度** : 2023年(令和5年)

**対象** : 中学生期、高校生期、大学生期

**教材媒体** : 実験実習キット

**制作主体** : 企業・業界団体

**URL** : [https://www.dai-ichi-life.co.jp/tips/lc\\_game/index.html](https://www.dai-ichi-life.co.jp/tips/lc_game/index.html)

2023年(令和5年)消費者教育支援センター理事長賞受賞。すごろくを楽しみながら結婚・住宅購入などのライフイベント、病気・ケガ等のリスク、振り込め詐欺や架空請求といった消費者被害事例などの人生を疑似体験することができる教材の改訂版。成年年齢引下げや高等学校の家庭科に新たに加わった金融教育の内容が盛り込まれている。学習指導ツールはWebサイトにおいてダウンロードが可能。

# 消費者教育の推進に関する法律

(平成24年8月成立、12月施行)

## 目的 (第1条)

- ・ 消費者教育の総合的・一体的な推進
- ・ 国民の消費生活の安定・向上に寄与

## 定義 (第2条)

**消費者の自立を支援**するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動

(消費者が主体的に**消費者市民社会**の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む)

# 自立した消費者とは？

- 合理的意思決定ができ、被害に遭わない消費者
- 社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画）

# 「消費者市民社会」

「消費者市民社会とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。」

# 消費者教育の推進に関する法律の概要

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育の総合的・一体的な推進</li> <li>・国民の消費生活の安定・向上に寄与</li> </ul>	<b>責務(第4条)</b> 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	<b>責務(第5条)</b> 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
<b>定義(第2条)</b> 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 『消費者市民社会』 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重</li> <li>・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚</li> <li>・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画</li> </ul>	<b>財政上の措置(第8条)</b> 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
<b>基本理念(第3条)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成</li> <li>・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援</li> </ul> <hr/> 体系的推進 ・ 幼児期から高齢期までの段階特性に配慮  効果的推進 ・ 場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・ 多様な主体間の連携  ・ 消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・ 非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・ 環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	<b>基本方針(第9条)</b> ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定  ・基本的な方向 ・推進の内容等	<b>都道府県消費者教育推進計画</b> <b>市町村消費者教育推進計画</b> ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
	<b>消費者教育推進会議(第19条)</b> 消費者庁に設置(いわゆる8条機関)  ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に見意  委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	<b>消費者教育推進地域協議会(第20条)</b> 都道府県・市町村が組織(努力義務)  ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に見意  構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
	<b>消費者団体(努力義務)(第6条)</b> ～自主的活動・協力 <b>事業者・事業者団体(努力義務)</b> ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	<b>義務付け(国・地方)</b> ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)

※施行日:平成24年12月13日(公布日:平成24年8月22日)

# 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」にみる 金融経済教育との連携

## II 消費者教育の推進の基本的な方向

### 4.他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

#### (1) 金融経済教育

金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、**公正で持続可能な社会の実現に貢献していくこと**にある。

I T技術の進化により、キャッシュレス決済や暗号資産といった新たな金融サービスが生まれる中、国民一人一人が、金融リテラシーを身に付けるためには、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けること、保険商品、ローン商品、資産形成商品といった金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動についての着眼点等の習得、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性を理解することが重要である。

これらの**金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要**である。

# 金融経済教育の定義

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第86条

※令和5年11月「金融サービスの提供に関する法律」改正

「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」

# 「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」にみる消費者教育との連携

## II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

#### (5) 金融リテラシーの向上における消費者教育との連携

金融経済教育を推進するに当たっては、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくとともに、健全で質の高い金融商品や家計金融資産の有効活用により、公正で持続可能な社会の実現に貢献する観点から、金融リテラシーの向上を図ることが重要である。このため、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）に基づく消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性を理解することを推進していく。

# これまでの消費者教育・金融経済教育の歩み①

## 消費者教育

- 1988年 経済企画庁国民生活審議会「消費者教育の推進について」報告書  
→消費者教育の専門機関の設立を検討
- 1989年 学習指導要領（1989年改訂）において、消費者教育の内容が充実
- 1990年 財団法人消費者教育支援センター設立（所管法人：文部省、経済企画庁）
- 2000年 財団法人消費者教育支援センター設立10周年記念行事  
「消費者・経済教育国際セミナー2000」
- 2004年 消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を基本理念とした「消費者基本法」の成立  
→「消費者保護基本法」（1968年制定）から改正
- 2012年 「消費者教育の推進に関する法律」8月成立、同年12月施行
- 2013年 消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」公表  
消費者教育の推進に関する基本的な方針（現在、第3期基本計画）閣議決定
- 2018年 民法改正の成立、高等学校学習指導要領告示
- 2022年 18歳成人スタート、高等学校で新学習指導要領施行

# これまでの消費者教育・金融経済教育の歩み②

## 金融経済教育

- 2000年 金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」  
金融分野における「消費者教育」の必要性について言及<sup>注1)</sup>
- 2002年 金広委「金融に関する消費者教育の推進に当たっての指針」
- 2005年 金広委「金融教育ガイドブックー学校における実践事例集」→金融教育元年  
金融庁 金融経済教育懇談会 論点整理
- 2007年 金広委「金融教育プログラムー社会の中で生きる力を育む授業とはー」
- 2013年 金融庁 金融経済教育研究会報告書
- 2014年 金融経済教育推進会議「金融リテラシーマップ」公表
- 2016年 金広委「金融教育プログラムー学校における金融教育の年齢層別目標」(2021年改訂)
- 2023年 「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(金融サービス法改正)成立
- 2024年 金融経済教育推進機構(4月発足、8月本格稼働)

注1) 金融庁 金融経済教育懇談会 第1回資料「金融庁における金融経済教育への取り組み」(2005年3月)の最初に登場する事項である。

※ここでは1952年に設立された貯蓄増強中央委員会時代の金銭教育、2001年から金融広報中央委員会に改名後の金融教育の系譜を省略している。

# 金融リテラシー・マップ(2023年改訂)

分野	分類	小学生 <sup>(注2)</sup>	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
		社会の中で生きていく力の素地を形成する時期	将来の自立に向けた基本的な力を養う時期	社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期	社会人として自立するための能力を確立する時期	生活面・経済面で自立する時期	社会人として自立し、本格的な責任を担う時期	年金収入や金融資産取り崩しが生活費の主な源となる時期
家計管理	家計管理	必要なもの(ニーズ)と欲しいもの(ウォンツ)を区別し、計画を立てて買物ができる	家計の収入・支出について理解を深め、学校活動等を通じて収支管理を実践する	自分のために支払われている費用を知り、家計全体を意識しながらよりよい選択・意思決定ができる	収支管理の必要性を理解し、必要に応じアルバイト等で収支改善をしつつ、自分の能力向上のための支出を計画的に行える	家計の担い手として適切に収支管理をしつつ、趣味や自己の能力向上のための支出を計画的に行える	家計を主として支える立場から家計簿などで収入支出や資産負債を把握管理し、必要に応じ収支の改善、資産負債のバランス改善を行える	リタイア後の収支計画に沿って、収支を管理し、改善のために必要な行動がとれる
生活設計	生活設計	働くことを通してお金を得ることおよび将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解し、貯蓄する態度を身に付ける	勤労に関する理解を深めるとともに、生活設計の必要性を理解し、自分の価値観に基づいて生活設計を立ててみる	職業選択と生活設計を関連付けて考え、生涯の収支内容を理解して生活設計を立てる	卒業後の職業との両立を前提に夢や希望をライフプランとして具体的に描き、その実現に向けて勉学、訓練等に励んでいる 人生の3大資金等を念頭に置きながら、現実的な生活の収支イメージを持つ	選択した職業との両立を図る形でライフプランの実現に取り組んでいる ライフプランの実現のためにお金がどの程度必要かを考え、計画的に貯蓄・資産運用を行える	環境変化等を踏まえ、必要に応じライフプランや資金計画、保有資産の見直しを検討しつつ、自分の老後を展望したライフプランの実現に向け着実に取り組んでいる 学校と連携しつつ、家庭内で子の金融教育に取り組む	リタイア後のライフプランについて、余暇の活用、家族や社会への貢献にも配慮した見直しを行っている 年金受取額等をベースとした生活スタイルに切り替え、心豊かに安定的な生活を過ごせるよう、堅実に取り組んでいる
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	小学生が巻き込まれる金融トラブルの実態について知り、消費生活に関する情報を活用して比較・選択する力を身に付ける	契約の基本を理解し、悪質商法等を見分け、被害に遭わないようにする	契約および契約に伴う責任に関する理解を深めるとともに、自ら情報を収集し消費生活に活用できる技能を身に付ける	収集した情報を比較検討し、適切な消費行動をすることができる 金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる 詐欺など悪質な者に狙われないよう慎重な契約を心掛ける	資産管理面で高齢者が必要とする基本的な知識を習得し、必要に応じて専門家に相談することができる		
	金融分野共通	暮らしを通じてお金の様々な働きを理解する	お金や金融・経済の基本的な役割を理解する	お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、預金、株式、債券、投資信託、保険など基本的な金融商品の内容を理解する	金融商品の3つの特性(流動性・安全性・収益性)とリスク管理の方法、および長期的な視点から貯蓄・運用することの大切さを理解する お金の価値と時間との関係について理解する(複利、割引現在価値など) 景気の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価格、実質価値、金利(利回り)等に及ぼす影響について理解している			

(注1) 学校段階(小学生～高校生)においては、学習指導要領または同解説に示された教科等の内容を反映しているが、学習指導要領または同解説に記述されていないもの(各教科における発展的な学習や総合的な学習(探究)の時間および特別活動において実践されてきたものなど)もあることにご留意頂きたい。

(注2) 小学生の部分は、マップ本体では「低学年」「中学年」「高学年」に区分されているが、ここでは簡略化のため、纏めて示した。

分野	分類	小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	保険商品	事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する 不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する	リスクを予測して行動するとともに、人を傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する 事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する	リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する 社会保険と民間保険の補完関係を理解する	自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる 自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賚れないことがあることを理解している		備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる	高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している
	ローン・クレジット	子ども同士でお金の貸し借りはしないようにする	ローン等の仕組みや留意点について理解する	貸与型の奨学金などローンの仕組みを理解し、返済方法や金利、延滞時の影響について考える 各種カードの機能や使用上の留意点を理解し、適切に行動する態度を身に付ける	奨学金を借りている場合、返済を延滞した場合の影響等を理解するとともに、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる	住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている 現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを着実に実行しつつある	住宅ローンの基本的な特徴を理解し、必要に応じ具体的な知識を習得し返済能力に応じた借入れを組むことができる	リタイア後の生活の安定のために、必要に応じて負債と資産のバランスを見直せる
	資産形成商品	金利計算（単利）などを通じて、主な預金商品とその利息の違いについて理解する	リスクとリターンの関係について理解する 金利計算（複利）を理解し、継続して貯蓄・運用に取り組む態度を身に付ける	基本的な金融商品の特徴とリスク・リターンの関係について理解し、自己責任で金融商品を選択する必要があることを理解する リスク管理の方法や定期的に貯蓄・運用し続けることの大切さを理解する	自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている 様々な金融商品のリスクとリターンを理解し、自己責任の下で貯蓄・運用することができる 分散投資によりリスク軽減が図れることを理解している 長期運用には「時間分散」の効果があることを理解している	リスクとリターンの関係を踏まえ、求めるリターンと許容できるリスクを把握している 長期・積立・分散投資のメリットを理解し、活用している	分散投資を行っていても、定期的に投資対象（投資する国や商品）の見直しが必要であることを理解している	自ら理解できない商品への投資はしない ノーリスク・ハイリターンをうたう金融商品に疑いをもつことができる 年齢やライフスタイルなどを踏まえ、投資対象の配分比率を見直す必要があることを理解している
外部の知見の適切な活用	外部の知見の適切な活用	困ったときにはすぐに身近な人に相談する態度を身に付ける	トラブルに遭ったときの相談窓口、必要に応じて連絡する方法を身に付ける	トラブルに対処できる具体的方法を学び、実際に行使できる技能を身に付ける	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容や、相談しアドバイスを求められる適切で中立的な機関・専門家等を把握し、的確に行動できる			

# 消費者教育の体系イメージマップ Ver.1.0 (2013年)

						成人期			Ver.1.0
		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	特に若者	成人一般	特に高齢者	
重点領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に興味をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
	消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮する習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
		持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
		消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
	商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
		トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
	生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
		生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう 買い物や貯金を計画的にお小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
	情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
		情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
消費生活情報に対する批判的思考力		身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さ知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう	

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

# これからの 消費者教育と金融経済教育の連携に向けて

- 投資詐欺増加・消費者の脆弱性への対応、投資教育偏重との批判
- 公正で持続可能な社会の実現に貢献する金融経済教育は十分か？

- 
- ・二つのマップ（消費者教育の体系イメージマップと金融リテラシー・マップ）の関連性を整理する必要があるのでは？
  - ・実践の場である地方自治体において、両教育が効果的に行われるためにいねいな対話の場が必要では？
  - ・消費者教育のこれまでの担い手である消費生活相談員、消費生活アドバイザー、企業・消費者団体等と、金融経済教育の担い手として誕生した認定アドバイザーが専門性の境界を越えていく必要があるのでは？

## 参考文献

- 柿野成美(2024)「成年年齢引き下げと高校生に対する金融経済教育」,『季刊 個人金融』,  
2024年夏号, pp.33-40, ゆうちよ財団
- 他(2013)「大学生に求められる金融教育の課題—日米調査の分析を中心に—」,『消  
費者教育』,33冊,日本消費者教育学会
- (2019)『消費者教育の未来—分断を乗り越える実践コミュニティの可能性—』,  
法政大学出版局(単著)